

# そらぞら

2006.9

No.18



「車いすダンス通常教室」ジェネシス オブ エンターテインメントの事業 (P6)

## もくじ

### 特集

## 2 憲法公布60年と基本的人権 ～私たちの生活と憲法とのかかわりを考える～

横田耕一さん(流通経済大学)／渡辺俊雄さん(大阪の部落史委員会)

## 4 人権随想 公布60年のいま 日本国憲法の原理を学ぶ 高野真澄さん(香川大学名誉教授)

## 6 このひと ダンスという文化活動から“お互いさま”といえる 社会を目指して 坪田建一さん(ジェネシス オブ エンターテインメント)

## 7 NPO・草の根活動 大阪市西区手話サークル「ながほり」 交野市ボランティアグループ連絡会 障害者との交流「ほほえみ」

## 8 人権相談の現場から 「子どもに関する相談」「同和問題に関する相談」

## 9 シリーズ 「人権問題に関する府民意識調査」からみた啓発の課題② 奥田均さん(近畿大学人権問題研究所)

## 10 大阪府では… リバティおおさか 第59回特別展 島崎藤村『破戒』100年 『破戒』出版100年にあたって思うこと 村井茂さん(財団法人大阪府人権協会)

## 11 お知らせ

## 12 まちを歩く【第14回】 竹内街道 人権啓発詩 「手をつないで」

# 憲法公布60年と基本的人権 ～私たちの生活と憲法とのかかわりを考える～

日本国憲法が公布されてから、今年で60年。憲法は、私たちの社会生活の基本ルールとなっています。では、「そもそも憲法とは何か?」「憲法の内容を知っているだろうか?」と問われると、困ってしまう人が多いのではないのでしょうか。今号では、憲法成立当時から今までの日本社会の状況と、人権問題とのかかわりをふまえた憲法の理念を学ぶことで、憲法に込められた人権尊重の意味を考えたいと思います。そして、憲法を人権問題の解決のためにどういかしていくか、についても考えていきたいと思ひます。

## 人権の本質から憲法の理解を



よこた こういち  
**横田 耕一**さん  
(流通経済大学法学部教授)

### 憲法は国民の義務ではなく、国家を縛るもの

「憲法は国民が守るもの」という憲法についての誤解があるように思ひます。憲法とは「国家を縛るもの」であり、「国民が守るべき義務のもの」ではありません。国家とは人々が生まれながらにしてもっている「人権」

がよりよく保障されるためにつくられたものですが、一方で権力を濫用する危険性があります。そこで国家が「何をしたいのか」「何をしてはいけないのか」を定めたものが憲法なのです。ですから国家が国民に向かって「憲法違反だ」などと言うのは間違いです。

もちろん現代の憲法は、従来の意味に加えて「国家によって人々の権利を守ってもらう」という部分があります。生存権や働く権利など、いわゆる社会権です。しかし、基本は「国家は人々の自由を侵してはならない」ということであり、人権の大前提は「自由」なのです。

### 自分たちの「本音」にできなかった日本国憲法

本来、憲法は革命や大きな社会変動を起こした人たちが自らつくるものです。つまり「憲法に書いてあるからこうしなければならない」というのではなく、「こういう社会をつくろう」と自分たちの理念を書いたものが憲法なのです。ところが日本国憲法は日本国民自身がつくったものではありません。ですから、国民主権や平和主義、基本的人

権の尊重など掲げられていることに共感はしていても、自分たちの「本音」にはなっていません。戦後、憲法の理念を自分たちの本音にするという作業（教育）が取り残されたため、「憲法は国民が守る義務」「困ったことが起きたらとにかく国や自治体に取り締まってもらう」という誤った認識や、「お上」意識が今も蔓延しています。

### 「武器としての人権教育」が必要

いうまでもなく人権とはとても大切なものです。しかし、人権を教えるのは大変難しいことです。これまで日本で行われてきた人権教育は、「相手が嫌がることをしない」「お互いを尊重して仲よくしましょう」といったことを強調する傾向が見受けられました。しかし「仲よくしましょう」と100回言ったところで、実践をめざす人権教育としては不十分です。なぜなら、人権とは本来ぶつかり合うものだからです。差別表現と表現の自由や、社会保障を受ける権利と個人の生活を干渉されないプライバシーの権利など、日常生活のなかで人権がぶつかり合う場面がいくらかでもあります。

私は、「武器としての人権教育」が必要だと考えています。抑圧や差別を受けている人に対して、それがどんな権利の侵害であり、どこへ行けば対処できるのかをきっちり教えることです。また、権力をもっている警察官、国や地方自治体の職員などに対しては、憲法や法律、国際条約によって与えられている権限や権力の限界を徹底的に教えることです。こうしたことが最大かつ不可欠な憲法教育であり、人権教育なのです。

憲法について考える時には、「人権とはまず“自由”であること」「憲法は権力濫用の可能性を持つ国家を縛るもの」「自分たちの自由は自分たちで守る」といった人権の本質から憲法をしっかりと認識することから始めてほしいと思ひます。

## 世界の人権の理念を先取りした日本国憲法

私はこれまでに、占領期の部落問題に関する基礎的な資料収集と調査事業を行ってきました。その調査対象として、国立国会図書館が所蔵している、いわゆる日本占領文書があります。そこからみえてきた、憲法と人権とのかかわりをお話したいと思います。

### 天皇中心社会から国民主権の社会へ

今日の日本社会において非常に大きな転機となったのが、太平洋戦争での敗戦と戦後改革であったことは間違いありません。占領軍は、日本に対してさまざまな改革をし、新憲法をつくることによって、天皇中心の社会だった日本を国民主権の社会へと変えようとしてきました。

たとえば日本国憲法第14条は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」とあります。総司令部が起草した憲法草案には「カースト」や「国籍起源」という文言が入っていたことや、これとは別に「外国人は法の平等な保護を受ける」という条文が存在していた事実が資料に残っています。日本にカースト制度はありませんが、「カースト的な差別」として部落差別が認識されていたわけです。外国人の保護に関しては、占領軍関係者の立場を守る意図もあったでしょうが、朝鮮人や中国人への差別も念頭に置かれていました。

### 世界人権宣言を先取りした日本国憲法

また、第24条には「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」とあります。両性の合意を「のみ」と強調していますが、これは総司令部の草案にはありませんでした。これは、戦前の高松結婚差別事件などを経験してきた部落解放運動関係者である松本治一郎が政府に働きかけた、との証言があります。いずれにせよ、それまでの家父長制に縛られ、女性や子どもの人権をないがしろにしてきた家族のあり方を根本から変えようという画期的なものでした。

このように徹底して「国籍や社会的立場や民族にとらわれず、すべての人は人権を享受する権利がある」という姿勢を貫いた日本国憲法が生まれます。この日本国憲法は、世界人権宣言（1948年）や国際人権規約（1966年）など、世界の人権の理念を先取りしたものであり、当時の人権の世界標準であると言えるのです。

### 条文のひとつひとつに思いや物語がこめられている

最近、日本国憲法を「押し付け憲法である」と主張する声があります。しかし当時の資料を丹念に読み込んでいくと、決してそうではないことがわかります。そもそも、総司令部は日本政府自らが新憲法をつくることを求めましたが、できあがってきたものは民主主義とはほど遠



わたなべ としお  
**渡辺 俊雄**さん  
(大阪の部落史委員会企画委員)

いものでした。そこで総司令部のなかから選ばれたメンバーが、日本の事情や戦前の社会運動を考慮しつつ、憲法草案をつくり上げたのです。しかし、決してアメリカのことを唯々諾々と受け入れたのではなく、先に述べた第24条で両性の合意を「のみ」と強調したように、日本政府は自分たちの考えに基づき修正していたのです。

現憲法の条文の一つひとつには、弾圧にもめげずに自由を求めて闘ってきた人々や、民主主義の理念の実現を託した人々の思いや物語がこめられています。こうしたことも踏まえ、今一度、現憲法をじっくりと読み直す必要があるのではないのでしょうか。

「憲法は国の最高法規」と、第98条で謳<sup>うた</sup>われています。普段の生活と憲法は、一見縁遠いようにも見えます。しかし、人権をまもるための枠組みとなっているのが憲法です。私たち自身が、自分の人権を守っていくためにも、改めて憲法について学ぶことが必要なのではないのでしょうか。

## 公布60年のいま 日本国憲法の原理を学ぶ



たかの ますみ  
高野 眞澄さん  
(香川大学名誉教授)

憲法には主権在民、人権尊重、戦争放棄といった近代政治の過程で勝ち取ってきた有用な市民社会の「価値」が含まれている。憲法は、そういう重要な価値を内包した「生きもの」であるから、これを守ろうとする力と変えようとする力が働いて、綱引きが起こる。一国の基本法として、普通の法律よりも高い効力をもつ憲法では、こうした憲法の価値をめぐる諸力の闘争は避け難い。

そこで、公布60年のいま、この間の憲法論議の流れを辿ることで、改めて日本国憲法の原理について学び、また再確認することが必要と考え、民主主義と平和の理念、人権尊重の原理について、それぞれ設問の形で議論を進めてみたい。

### ●設問1：国民は真の主権者であるか。

平和と人権の原理は、人間社会の最も崇高な理念に属しているが、それを国内、国際政治のうえで実現していくには、日頃から主権在民を前提にした「民主政治」が根付いていることが必要で、民主主義を深める実践が不十分だと、平和や人権は樹立できないだろう。

だが、主権が国民にあることはわかっている、使い方が理解されず、また民主政治の経験が浅いこともあって、わが国では国民代表と有権者の間の隔たりは余りにも大きく感じられる。近代市民憲法以来、国民は「主権者」とされるが実感がわかず、名目的なものではないように思われる。

そこで、19世紀以降、主権を真に国民の手に取り戻すために、欧米先進国では、普通選挙制を拡張したり、直接民主制を取り入れたり、政党の国政上の役割を強

化することで民意と議会の代表意思の間の事実上の一致ないし、類似の関係を確保するために努力が払われてきた。遅ればせながら、わが国もこの途を追いかけている。

### ●設問2：憲法は国民の手で書き直すべきか

周知のように、現行憲法の制定過程をめぐる評価として、米占領下の「押しつけ」だから、独立を回復すれば日本人の手で書き直すべきとする「自主憲法制定論」が提唱されてきた。その後、60年代の高度経済成長過程で社会的安定期を迎えて、改憲反対派が3分の1の壁を確保したことで憲法改正は容易な途でなくなった。その結果、条文に手をつけずに憲法の意味・解釈を変更する「解釈改憲」論が、冷戦期を通じて80年代まで続いていく。

ところが90年代に入って、政界・ジャーナリズムを巻き込む形で、戦争放棄・戦力の不保持を定めた第9条などの個別の論点を超えた「全面改正にむけた明文改憲論」が台頭してくる。この議論は、自主憲法の制定を「私たちの世代に課せられた大きな宿題」と受けとめる主張を含む限りにおいて、戦後初期の「押しつけ憲法」論の再現ともみられるが、問題は戦争の放棄と武力の行使を認めない平和主義の基本原則までの変更(改正)に行きつくのかどうかである。この点は正に主権者国民の政治的決断に委ねられている。

### ●設問3：60年のいま、憲法は定着したか。

憲法は、今日、改憲論議の攻防の対象にされる一方で、その中身が国民の意識と生活に根付いているといえ

るのか。「人権保障制度」に照らしてその定着、非定着が問題になろう。世論調査等では、自衛隊の存在を初め、言論の自由、象徴天皇制、それに日米安保条約も国民の間に定着しているとする結果が出ている。果たしてそうだろうか。

少し厳しい目で捉えるなら、憲法の内容に対する認知度は低く、国民一人ひとりに人権尊重の自覚に立った行動なり、憲法の普遍的価値への信頼は決して十分とはいえない。また、憲法と憲法政治の現実とのズレはむしろ深まっているし、異質のものに対するいじめや差別など、憲法が定着したといわれるなかでの公私のけじめ、権利への自覚、自他尊重の欠如など、負の構造があちこちに噴き出している。

とりわけ人権保障の分野における歴代内閣の憲法の具体化に向けた政策は、十分とはいえないように思われる。多くの国民は憲法から疎外され、無関心にさせられており、憲法に照らして政治を批判し、監視する目を逸らされている面もある。世界に通じる憲法の平和と人権の理念を暮らしに生かす具体化の運動が不可欠なゆえんである。恒常的な憲法教育も必要であろう。

このようにして憲法が打ち立てている上述の国民主権、平和と人権の普遍的価値をわれわれは誇りをもって次の世代に引き継いでいかななくてはならないが、厄介なことには平和の原理やその根底にある人権の保障とか、

環境の保護は、社会の仕組みや働きのなかでは一番遅れがちである。

例えば、差別の解消や平等権を定める憲法14条は、わが国における部落差別撤廃の原点をなすものとして憲法解釈の基本に据え、これに国籍、障害などを新しい事由に加えてよいかと思うが、何れにしてもこれを具体化する法律の整備が立ち遅れている。

同様に国際社会のレベルで、「少数者の集団」を対象に非差別・平等の観点を強める国際人権規約、人種差別撤廃条約等の「国際人権法」は、憲法の人権保障を補完する上で極めて有用であるのに、国内の人権侵害等社会問題の解決・是正に活かしていくために必要な国内法の整備が十分でない。

こうしたなかで近時漸く、憲法の人権政策を裏付ける「人権行政」の重要性が認識され、人権教育・啓発の推進、人権擁護・救済の活動が車の両輪に挙げられている。ただその場合、高齢者や障害者、外国人など対象とされるさまざまな個別の人権課題を広く「人権」として集約・包摂しながら、これをまちづくりの基礎に据えて総合的な運用を図っていく仕事は、各自治体の創意工夫と責任に委ねられており、それだけに当の自治体にとって正に力量が問われる問題でもある。

## 用語解説

### 日本国憲法

#### ●第九条【戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認】

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

#### ●第一四条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

- ① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- ② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
- ③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。

栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

#### ●第二四条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

- ① 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

出典：有斐閣『六法全書』



つぼ た けん いち  
**坪田 建一**さん

(ジェネシス オブ エンターテイメント代表)



## ダンスという文化活動から “お互いさま”といえる 社会を目指して

### 障害のある友人に立ちはだかる壁

障害のある人とない人がペアを組み、さまざまなジャンルのダンスを踊る「車いすダンス」。ジェネシス オブ エンターテイメントは、「障害の有無に関わらず、共通の生きがい創造する」を目的に活動する市民団体である。代表の坪田建一さん自身は“健常者”だが、高校時代の親友がバイク事故で脊髄を損傷、車いす生活になったことがきっかけで障害のある人の問題について考えるようになった。

「でも最初はその友だち以外の障害のある人と接するのが怖かったですよ。それまで接したことがなかったし、コミュニケーションの速度も違う。違いばかりが目について、話ができなかったんです」。一方で、車いすを使う友人と街に出れば、彼にはさまざまな壁が立ちはだかるのを目の当たりにした。レストランに入れば通路に座らされる。消防法を盾に入店を断られることも珍しくなかった。事故以前から夜な夜な出かけていたクラブへの入店を断られた時は、仲間たちと猛烈に抗議した。

### 孤立させられる“障害のある人”

ところが、ふと車いすの友人に目をやると、一番怒りを感じているはずの彼が身を縮ませている。「その時、怒ったり、くっつかかるだけでは何も解決しないと思いました。障害があっても人生は楽しめるはずだし、みんながみんな障害のある人への差別をなくす活動に取り組みなくちゃいけないということもない。障害があっても何気なく生きられる社会を自分たちでつくってやろうと決意しました」。活動の柱にダンスを選んだのは「自分たちがやりたかったから」。あくまで自分たちが楽しむことにこだわった。

「障害のある人もない人も一緒に」と始めたが、当初は障害のある若者とのコミュニケーションにとまどった。話しかけても返事が返ってこない。こちらの目を見てもらえない。「なんで話してくれへんねん、向き合っ

てくれへんねん」と突き詰めていくと、孤立させられる障害のある人の姿が浮かび上がってきた。「なかには、学校でいじめにあったり、話をしてくれないクラスメートも少なくないみたいなんです。先生の協力もあるんですが、“自分から話しかけるんだ”と言われ、自分でできるならそうしているのに、相談できる人がいなくなり孤立している。会って間もないぼくに心を開きにくいのは当然だったんです。」

### 一緒にいることでお互いに成長できる

就労なども含め未ださまざまな社会的課題のある人に、ダンスが何の力になるのか。10年やってきた今も自分に問い続ける。だからこそ講演活動も積極的に行ない、「誰もが人として輝ける社会を」と訴えてきた。一方で、一流のダンサーの指導を受けるなどダンスの技術を磨くことを怠らない。しかし残念なことに、福祉の世界で認められれば認められるほど、ダンスに対する評価がおざなりになる。良くも悪くも、主催者からダンスの内容や質を批評してほしいという想いがあるのだが、無条件に良かったよ！という言葉だけで終わってしまうことも少なくない。

「だけどもまっすぐに評価してくれる人もいるから、ぼくもがんばれます。“障害のある人とない人”を助けてもらう側・助けてあげる側という関係に固定してしまうのはもったいない。一緒にいることでお互いに成長したり、変わることができるんです。ぼく自身も障害のある仲間を支えられていままでやってこれました。“お互いさま”そのことを伝えていきたい」。坪田さんはそう言葉を結んだ。

【事務局】〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54  
大阪府ボランティア・市民活動センター内  
電話：06-6762-9631 FAX：06-6762-9679  
携帯：090-4030-9540 E-mail：tsuboken@genesis-art.com  
ホームページ：http://www.genesis-art.com/

**NPO・草の根活動****大阪市西区手話サークル「ながほり」  
～手話でコミュニケーション豊かな地域づくりを～**

コミュニケーションをコンピューターシステムが代行できる今の時代にこそ、お互いに顔をあわせて話す「手話」を通じた交流を大切にしたいと私たちは考えています。

「ながほり」は今年で設立20年を迎える手話サークルで、現在は昼の部・夜の部あわせて48名の会員がいます。週に一度の例会では、手話で聴覚障害者との交流を深め、さまざまな問題について共に学びあい、活動につながっています。ボーリング大会やクリスマス会、お花見、納涼会、ハイキング、新年会といった行事の他に、秋の交通安全週間では手話付きの交通安全講習会を開催しています。

また、「ろう高齢者が安心して生活できる場づくり」「ろう重複障害者が孤立しないで働ける作業所づくり」の資金のために、ハッピー着用での街頭募金や、ビーズや毛糸の手作り品を作ってバザーも開いています。

現在は、地域行事への団体参加、ボランティア講座での手話勉強会や区内手話通訳者の派遣などを通じて、地域でのネットワークづくりと手話の普及に取り組んでいます。

聞こえない人が情報やコミュニケーションからとり残されることのない社会を目指して、これからも「視野はグローバルに、実践はローカルに」というスタンスで、広くアンテナをはりめぐらせながら、今、ここにある個別課題に対応できるサークル活動を続けて行くつもりです。



2005年9月21日 秋の交通安全講習会

**交野市ボランティアグループ連絡会  
障害者との交流「ほほえみ」**

活動の始まりは、1977（昭和52）年、義務教育は終えたが、その後の行き場のなかった、障害のある方の友達作りを目的に始めました。

当時、体の不自由な方は、授産施設など近しくなく、義務教育を終えられると、ただ家で家族と一日を過ごすだけ、という生活になるのが普通のことでした。そのような中で、たった週1回のことですが、彼らが社会とのつながりをもてる小さなドアであればと活動をはじめました。

地域の施設を借り、お母さんが車椅子を押して通われ、その後何人かの方が加わり、それぞれができることをしていこうということで、文字の練習、編物、貼り絵、本の朗読等、素人集団が思いつきでいろいろなことをして過ごしました。その活動が今「ほほえみ」として続いています。

開設当時からずっと20年来来てくれていたメンバーの一人が2年ほど前からデイサービスを利用するようになってここに来られなくなり、淋しくなったと思っていたところへ新しい仲間が加わり、また賑やかになりました。メンバーの出入りはあるものの、いつも5～6人くらいの方が利用しています。ボランティアは素人ばかりで専門家はいません。障害のある人との交流が目的ですから、特別なことは何もしていません。おしゃべり、手仕事、トランプ遊び、気候のいいときは、近くを散歩し、軽い体操でからだをほぐしたりします。年中行事として、七夕祭りの飾り付け作り、クリスマス会、メンバーの誕生会などを行っています。ボランティアしているというより、一緒に遊ばせていただいているというのが実感です。

こんなことでいいのかなと悩みながらも、利用者の、「ここが好き」という声に励まされて、ただただ楽しく一日を過ごしていこうと、毎週ボランティアセンターに通ってきています。



# 人権相談の現場から

## 子どもに関する相談(子どもの育児不安)

**相談** 生後1カ月の子どもの母親から、「子どもを殺してしまうのではないか」との訴えがあった。母親は、最初は可愛いと思ったのに、病院で出産し、退院後、初めての育児にとまどいや疲れから愛情が薄かなくなっている自分に気づき、実家から自宅に戻る日が近くなるにつれ、不安も大きくなってきたため相談に来た。

**対応** 産後の相談者の状態が非常に不安定であり、また、夫からの暴力も以前あったとのことで、

帰宅後の生活が心配なため、相談者の了解を得て、保健センターに連絡した。

その後、センターより連絡があり、家庭訪問後、家庭児童相談室、児童相談所とチーム体制で支援していくとのことであった。なお、相談者も支援体制ができたことで落ち着いてきている様子であった。

こうした相談は、息の長い見守りの必要なケースと思われ、成長に応じ、今後、チームメンバー間で役割を検討しながらサポートすることが必要である。

## 同和問題に関する相談(同和地区出身者で結婚を反対されている)

**相談** 長年ある女性と交際してきたが、結婚を決意申し込んだところ、彼女の両親から、自分が同和地区出身であるということを理由に結婚を反対された。

彼女の親は、「将来生まれてくる子どもや、彼女の妹の結婚にも影響する。」と、反対している。どうすればよいか悩んでいる。

**対応** まず、結婚は両性の合意のみに基づいて成立するものであり、二人の決断や相互の協力が基本であると励ました。相談者自身と交際中の彼女が力をあわせて、諦めずにご両親を粘り強く

説得していくことも必要だが、どうしてもご両親が話を聞いてくれない場合などがあれば、人権問題に詳しく、二人が信頼できる人に仲介を依頼することも検討してよいのではないかと助言した。

同和問題に関する誤った認識や、差別意識を解消していくことは非常に重要であり、粘り強く説得し、人権啓発していくことが必要である。

結婚差別は、結婚という人間としてのもっとも基本的な事柄(人格)を否定される人権侵害(差別)であり、これらの差別意識の解消が強く求められる。

## 子どもに関する相談先

機関名	電話番号・URL・FAX	主な相談分野	相談日(原則祝日年末年始を除く)	相談時間
子どもの虐待ホットライン (特定非営利活動法人 児童虐待防止協会)	06-6762-0088 (相談電話) http://www.apca.jp	児童虐待防止のための電話相談	週5日 (月~金)	11時~17時
NPO法人暴力防止情報スペース ・APIS	050-7570-6100	スクールセクシュアルハラスメント、いじめ、ドメスティックバイオレンス、虐待などの相談	電話相談週3日(月・水・金)	10時~16時
財団法人大阪府 男女共同参画推進財団 (ドーンセンター)	06-6910-8500 http://www.dawncenter.or.jp/	女性の直面している 様々な問題	週6日 (休館日を除く)	10時~16時、 18時~20時(平日)、 10時~16時(土日)

※この他に各市町村担当課、各子ども家庭センターでも相談を受付けています。

## 同和問題に関する相談先

機関名	電話番号・URL・FAX	主な相談分野	相談日(原則祝日年末年始を除く)	相談時間
財団法人 大阪府人権協会	TEL: 06-6562-4040 (相談専用) FAX: 06-6568-2985 http://www.jinken-osaka.jp/	全 般	電話相談・面接相談 週5日(月~金) 法律相談 週1日(金のみ) 夜間法律相談 毎月第2水曜日	電話相談・面接相談 10時~17時 法律相談 13時30分~16時30分 夜間法律相談 18時~21時
大阪府人権室	TEL: 06-6941-0351 (内2320) FAX: 06-6944-6616 http://www.pref.osaka.jp/	全 般	週5日(月~金)	9時~12時、 13時~17時30分
大阪法務局 人権擁護部	06-6942-1481 06-6943-7406	全 般	週5日(月~金)	8時30分~17時

※この他に各市町村担当課、各市町村の人権協会でも相談を受付けています。

## シリーズ

「人権問題に関する  
府民意識調査」から  
みた啓発の課題②



## 日常生活に潜む差別の現実

奥田 均おくだ ひとしさん(近畿大学人権問題研究所 教授)

### (2) 結婚差別の体験と見聞

表4は、「あなた自身あるいはあなたの親戚や友人で、同和地区の人との結婚に関して、もめたり、反対にあったりしたことを聞いたことがありますか」との質問に対する回答結果です。「聞いたことがある」との答が23.2%あり、府民の5人に1人以上が、こうした体験や見聞をしていることがわかります。年齢階層別にみると、20歳代が14.4%と他に比べて低くなっていますが、これは結婚経験の比率がまだ少ないことによる影響だと思われます。

ところで、大阪府人口に占める同和地区人口の割合は、「2000年調査」の時点で約1.4%と報告されています。人口比からして、同和地区住民と地区外住民の結婚というケースは限られてきます。しかもその全てが「もめたり、反対にあったり」しているわけではありません。にもかかわらず、「回答者自身」あるいは「回答者の親戚や友人」という極めて限定された人間関係の範囲において、結婚差別の体験や見聞経験のある府民が23.2%も存在していることは、実に大きな割合であると言わねばなりません。「2000年調査」の同じ質問においても、同じ回答が22.2%あったことを考えると(表4)、結婚差別の現状がこの数字の中に表現されていると言えるでしょう。

■表4 年齢階層別の結婚差別事象の見聞経験

	回答者数	聞いたことがある	聞いたことはない	無回答・不明
総数	3674	23.2%	73.6%	3.3%
20~29歳	437	14.4%	84.0%	1.6%
30~39歳	610	19.0%	79.0%	2.0%
40~49歳	563	25.9%	73.0%	1.1%
50~59歳	796	28.8%	67.6%	3.6%
60~69歳	729	26.1%	69.8%	4.1%
70歳以上	539	19.9%	73.5%	6.7%
2000年調査	5568	22.2%	72.2%	5.6%

このデータを理解するためには、まずは、同和地区出身者とはならずしも同和地区に居住しているとは限らないという事実を改めて受け止める必要があります。府内同和地区からの転出者や他府県から来住してきた出身者など、多くの同和地区出身者が、同和地区外に居住しています。そして、これら同和地区外に居住する出身者に対しても、結婚差別がかなり広範囲に引き起こされているということではないでしょうか。

こうした現実が、「回答者自身」あるいは「回答者の親戚や友人」という限定された人間関係の範囲において、「同和地区の人との結婚に関して、もめたり、反対にあったりしたことを聞いたことがある」とする府民が2割以上も存在している理由だと判断されます。

「人権問題に関する府民意識調査」が明らかにしたのは、「心理的差別の現状」ばかりではありません。「同和地区の外における部落差別の現実」の一端も調査の結果は浮き彫りにしました。

府民の日常生活において、同和問題はどのように語られ、どのような登場の仕方をしているのでしょうか。第2回は、「同和地区の人はこわい」といううわさの流布と、結婚差別の体験や見聞の状況について取り上げます。

### (1) 飛び交っている、「同和地区の人はこわい」といううわさ

表1は、「あなたは『同和地区の人はこわい』というような話を聞いたことがありますか」という質問に対する回答結果です。なんと60.7%もの府民が、「聞いたことがある」としています。「2000年調査」における同じ質問においても57.6%という高い割合を示しており、それが減じる兆候は見られません。

表2は、こうしたうわさを聞いたことがあるとした回答者に、その話の入手先を尋ねた結果です。それによると、「友人」からが40.6%、「家族」からが35.1%、「近所の人」からが30.5%、「職場の人」からが22.1%などとなっています。つまり、およそ日常生活のほとんどの場において、こうした差別的情報が飛び交っている様子が浮かび上がっています。

さらに、こうした話を聞いたとき「どう感じたのか」の結果を示しているのが表3です。「そのとおりと思った」人が12.2%、「そういう見方もあるのかと思った」人が62.5%と、合わせて74.7%もの人が、この話しを肯定的に受け止めています。「反発・疑問に感じた」人は12.3%に過ぎません。なぜ、同和地区住民に関する否定的情報が多くの人にすんなりと受け入れられてしまうのでしょうか。これら一連の状況は「部落差別である」といわねばなりません。

■表1 「同和地区の人はこわい」といううわさを聞いた経験

	回答者数	話を聞いたことがある	話を聞いたことはない	無回答
2005年調査	3675	60.7%	35.8%	3.5%
2000年調査	5568	57.6%	39.1%	3.3%

■表2 「同和地区の人はこわい」といううわさの入手先(複数回答可)

回答者数	家族から	親戚から	近所の人から	友人から	職場の人から	学校の先生から	府や市町村の職員から	知らない人から	その他・無回答・不明
2231	35.1%	14.4%	30.5%	40.6%	22.1%	2.0%	1.2%	9.0%	5.6%

■表3 「同和地区の人はこわい」といううわさを聞いたときの感想

回答者数	そのとおりと思った	そういう見方もあるのかと思った	反発・疑問を感じた	とくに何も思わなかった	無回答・不明
2231	12.2%	62.5%	12.3%	12.0%	1.0%

## ■ リバティおおさか 第59回特別展 島崎藤村『破戒』100年

今年は島崎藤村初の書き下ろし小説『破戒』が出版されて、100年となります。この小説は、主人公である被差別部落出身青年の苦悩やさまざまな出来事を描いたものです。出版当初から今日まで大きな議論を巻き起こしてきた本書の影響力は、映画化や演劇化されるなど絶大なものがありました。

本展は『破戒』出版の100年を記念し、その意味を藤村の文学世界や他の文芸作品などを通して考えようとするものです。

展示構成

- I 島崎藤村の文学…遺品、原稿類など
  - II 小説『破戒』の世界
    - (1) 『破戒』成立史…『破戒』初版など
    - (2) 『破戒』とモデル…アルバムなど
    - (3) 『破戒』と部落問題…生活資料など
  - III 小説『破戒』の波紋
    - (1) 批評・論争史…原典、新聞記事など
    - (2) 『破戒』の映画・演劇・ドラマ化…脚本、チラシなど
  - IV 部落問題の文芸…パネル、原典など
- ※その他関連事業あり、詳しくは下記までお問い合わせください。



島崎藤村(1872~1943)

- 期間** 9月12日(火)～11月12日(日) 午前10時～午後5時(入館は午後4時半まで)
- 休館日** 毎週月曜日(祝日除く)、毎月第4金曜日、祝日の翌日(日曜除く)
- 入館料** 大人500円(400円)、大・高生300円(200円)、  
中学生以下・65歳以上・障害のある人(介助者含む)は無料 ※ ( )内は20人以上団体料金
- 問合せ** 〒556-0026 大阪市浪速区浪速西3-6-36 大阪人権博物館  
TEL:06-6561-5891 FAX:06-6561-5995 <http://www.liberty.or.jp/>

### 『破戒』出版100年にあたって思うこと

村井 茂さん(財団法人大阪府人権協会 専務理事)

小説『破戒』の主人公である被差別部落出身の青年教師丑松は、父親から出自を隠せと強く戒められていたにもかかわらず、「隠す」とこと「あらわす」との狭間で悩み苦しみます。丑松の葛藤であるこの隠すのか顕すのかというテーマは、小説全編の背骨ともなっています。「隠す」には、不当な差別から身を守りたいという気持ちがあり、「あらわす」には、差別の外圧のために自己抑圧している苦しみから自身を解放したいと願う心があります。どちらも差別への怒りが根底にあるのは当然です。

本年は、島崎藤村がこの『破戒』を自費出版して100年にあたります。10年一昔と言いますが、その10倍の時が流れました。では、丑松が苦悩したような自我の葛藤に苦しむ人びとは、もういなくなったのでしょうか？ 小説が書かれた(1897年～1906年)明治30年代の状況とは当然に大きく変わりましたが、なお終わりを告げてはいません。『破戒』100年にあたって、改めてこのことに思いを馳せないわけにはいきません。

しかし、前進しました。その前進をもたらした力は、他にもなく、隠すのではなく顕すという精神に基づく運動でした。部落解放運動は、「寝た子を起すな」という考えや差別から逃げる考えや生き様を批判・克服して、差別の状況の変革を勝ち取ってきたのです。

部落差別が現存するなかで、差別や排除、不利益を被る不安を抱きながらも、同和地区出身者が自らの立場を語る(あらわす)のは、差別を克服した新しい関係を築こうとする行動です。それは、被差別当事者が新しい自分になろうとする(差別と闘おうとする)自己変革であると同時に、これに応え、つながってくれる仲間を発見し、反差別の集団をつくりだしていく希望を抱いた行動でもあるのです。

私は、社会の差別の圧力の存在によって、自分自身を抑圧してし

まう姿(差別がもたらす深い心の傷跡)こそ、厳しい差別の現実そのものであると思います。この差別の現実を克服する「人権戦略」は、外側からの不当な抑圧と同じ方向で、自ら自分自身を抑圧してしまう「隠しの戦略」ではなく、自身を内的な抑圧から解放する「誇りの戦略」でなくてはならないと思っています。自らを解放する「誇り」(自己のアイデンティティを大切にすること)は、差別のまなざしを真っ向から跳ね返す力強さを持つに違いありません。

いま、内閣同和对策審議会答申(1965年)が「超えがたい壁」と述べた、結婚の際の差別の壁が崩れ始めています。同和地区内外の青年たちが、差別を体験しながら、苦しみながらもそれと闘って大きく前進してきているのです。この前進は、差別を潜在化させずに、差別の不当性を正面からみすえてきたが故に育ってきた、差別を乗り越える同和地区内外の確かな連帯のパワーによるところが大きいと考えます。

ところで、『破戒』といえば、青年の頃に市川崑監督・市川雷蔵主演の映画を深夜に一人で家のテレビで見た時のことも思い出します。雷蔵演じる(隠す)丑松と、三国連太郎演じる部落解放運動家である(あらわす)猪子蓮太郎との対話の場面は、私には特に印象深いものでした。そして、終わりの方のシーンで、猪子の妻が、「人が噂するなら、させておきなさい。噂だけのことで済むもの。人が面と向かってあなたは部落民かと聞いたら、そうだとお答えなさい。嘘をつくにはあたりませんもの・・・」というようなことを丑松に語った場面も忘れられない。強さと柔らかさが調和した言葉ですが、教育環境に恵まれて育った、因習に立ち向かうあたらしい女性の毅然とした姿がそこにありました。

# お知らせ

## 2006年度人権週間記念行事 おおさかヒューマンフェスタ2006 in たじり

12月4日から10日の人権週を記念して開催します。参加費は無料です。皆さんの多数の参加をお待ちしています。

- 日時** 11月26日(日) 午前～夕方(予定)
- 会場** 田尻町公民館ほか(朝市会場、交流広場など)  
泉南郡田尻町大字嘉祥寺1120番地の2  
南海本線「吉里ノ里」駅下車、北東へ約700m
- 内容** 高石ともやさん(シンガーソングライター)のトークと歌、さかなクン(お魚専門イラストレーター)のトークショー、野外音楽ライブ、人権啓発パネル展などを予定
- 問合せ** (財)大阪府人権協会人権啓発部  
TEL 06-6568-2983 FAX 06-6568-2985

## 「法律相談」が夜でも利用できる ようになりました!

「お昼では相談に行けない」、「仕事が終わってから相談できる場所があれば」etc...そんなニーズにお応えするべく、「夜間法律相談」を2006年9月13日からスタートしました。

- 開催日** 「毎月第2水曜日の午後6時～9時」  
※第2水曜日が祝日の場合は別日に実施。要問合せ  
※相談時間は、ひとり1回につき約30分。
- 場所** 大阪人権センター(大阪市浪速区久保吉1-6-12)
- 対象者** 社会的に様々な人権課題を抱える人、人権侵害を受けた人、本法律相談を希望する人
- 料金** 無料
- 申し込み方法** 事前に電話予約が必要です。(財)大阪府人権協会までお申し込み下さい。  
予約電話番号:06-6568-2983  
FAX番号:06-6568-2985  
※FAXは「手話通訳利用サービス」、「一時保育サービス」の希望者のみです。「一時保育サービス」、「手話通訳利用サービス」(要予約)もご利用できます。

### やんちゃ和尚の「転んだら起きればいらい」講演会

■日時/10月6日(金)午後6時半～8時 ■内容/家出、不登校、ひきこもり、自傷行為など青少年をめぐる様々な問題が表面化している。弱さや痛みに対して社会全体が鈍感になり、家庭・地域でのコミュニケーションが希薄になるなかで、私たちにできることは何かを学びます。  
講師: 広中 邦充(ひろなか くにみつ)さん(浄土宗 西院住職)  
■定員/60人(先着申込順) ■応募方法/来館、電話、ファックス、ハガキで大阪府立両国文化センターへ

### 両国ふれあいフェスタ2006

①「ほんとはどうなの?生活を支える安心の2本柱!生命保険と公的年金」講座  
■日時/11月4日(土)午後2時～4時 ■内容/年金の「なんだかわからない」を解決します。宣伝しているあの保険は?生命保険を極めます 講師: 田和瀬 友恵さん(ファイナンシャルプランナー、大阪府立生涯学習インストラクター) ■定員/定員15人(先着申込順)

### ②「靴と健康」講座

■日時/11月7日(火)午後2時～4時 ■内容/「靴を科学的に考える」講座  
講師: 大木 金次さん(シューフッター、大阪府立生涯学習インストラクター)  
■定員/定員20人(先着申込順)

### ③「浪速の唄う巨人 趙博 弾き語りライブ」

■日時/11月10日(金)午後6時30分～8時 ■内容/在日韓国人シンガーソングライター 趙博さんの弾き語りライブ 出演: 趙博さん(在日韓国人シンガーソングライター)  
■定員/定員60人(先着申込順) ■応募方法/来館、電話、ファックス、ハガキで大阪府立両国文化センターへ ■場所(上記4事業とも)/大阪府立両国文化センター  
■その他(上記4事業とも)/一時保育(6ヶ月以上～就学前)手話通訳あり/やんちゃ和尚(締切り9月21日) 両国ふれあいフェスタ(締切り10月31日) ■問合せ(上記4事業とも)/大阪府立両国文化センター TEL:06-6955-3871 FAX:06-6955-7428

### 2006城北人権フェスティバル みんな笑顔!こどもまつり

「宗平おにいさんのファミリーコンサート」  
■日時/12月2日(土)午後1時半～3時 ■内容/「がんばらなくていいんだ」子どもを取り巻くすべての人たちへ、涙と喜び、勇気と感動を与えてくれる幸せいっぱいコンサートです。  
講師: 新井 宗平さん(NHK教育テレビ「たのいきょうしつ」の歌のお兄さん)  
■場所/大阪府立旭区民センター ■定員/200人(事前申し込み不要)  
■その他/一時保育(6ヶ月以上～就学前)あり(締切り11月30日)

### 人権リーダー養成講座

第1回目「地域とともに暮らす外国人を知る」  
■日時/10月25日(水)午後10時15分～11時45分 ■内容/講師: 宋 貞智(ソン・ジョンチ)さん(NPO法人 多民族共生人権教育センター事務局長)

### 第2回目「命を預かっている私」

■日時/11月1日(水)午前10時15分～11時45分  
■内容/講師: 中川 弥生(なかがわ やよい)さん(自閉症の人のリハビリを考える親の会事務局)

第3回目「『幸せ子ども時代』が人権文化の土台～自尊感情・エンパワー・暴力の視点から～」  
■日時/11月9日(木)午前10時15分～11時45分  
■内容/講師: 金 香百合(キム・カヨリ)さん(ホリスティック教育実践研究所 所長)

第4回目「高齢者が置かれていく現状～いま、みんなのできること～」  
■日時/11月17日(金)午前10時15分～11時45分  
■内容/講師: 横手 喜美恵(よこて きみ恵)さん(マザーハウス代表)  
■場所(上記4事業とも)/池田市役所7階大会議室 ■問合せ(上記4事業とも)/池田人権推進課 TEL:072-754-6232 FAX:072-752-9785

### 2006人権フェスティバル～地域から 心をつなぐ 人権の輪～

■日時/12月10日(日)午後1時30分～午後4時(午後1時開場予定)  
■内容/講演: 「ひとつしかない命～1リットルの涙～」(仮題) 講師: 木藤 潮香さん  
コンサート出演: ROOTS(ルーツ) & 太田愛 ギター: 天満 俊秀さん ヲイアイドル: 平野 有希さん フルーツ: 太田愛さん ■場所/吹田市文化会館(メシアター)中ホール  
■入場料/無料※手話通訳あり  
■問合せ/吹田人権部人権平和室 TEL:06-6384-1539 FAX:06-6368-7345

### 2006フェスタ・ヒューマンライツ

■日時/12月3日(日)午前9時30分～午後3時 ■内容/映画上映、舞台発表、活動展示、体験、バザー、食べ物などいろいろないイベントをコーナーごとに行います。  
■場所/高槻市立富田ふれあい文化センター 高槻市立富田青少年交流センター 知的障害者

通所助産施設サニースポット ■入場料/無料※車での来場は、ご遠慮ください  
■問合せ/2006フェスタ・ヒューマンライツ実行委員会 高槻市立富田ふれあい文化センター内  
TEL:072-694-5451 FAX:072-696-5778

### 人権週間記念行事「人権を考える市民のついで」

■日時/12月9日(土)午後1時～午後4時(開場:午後0時30分)  
■内容/人権啓発作品表彰式、ひとり芝居「地面の底がゆげたんず〜あるハンセン病女性の不屈の生涯〜」 出演: 結 純子さん(女優) ■場所/高槻市立生涯学習センター2階多目的ホール  
■入場料/無料 ■その他/手話通訳あり ■問合せ/人権を考える市民のついで実行委員会事務局(高槻市市民協働部人権室) TEL:072-674-7458 FAX:072-674-7577

### 「さらりはびきの〜男女共同参画フォーラム&人権を考える市民の集い」

■日時/11月24日(金)午後1時30分～4時 ■内容/①バイオリンと羽曳野市合唱連盟による共演 基調講演: 義家 弘介さん ②「ヤンキー先生からのメッセージ〜夢は逃げていかない〜」 ■場所/LICはびきの ホールM ■入場料/無料  
■その他/定員638名※手話通訳 一時保育あり  
■問合せ/羽曳野市市民人権部人権推進課 TEL:072-958-1111 FAX:072-958-8061

### 人権週間・平和と人権のついで

■日時/12月2日(土) ■内容/未定 ■場所/男女共同参画センターイコラームホーム  
■入場料/無料

### 平和と人権展「識字展」

■日時/12月8日(金)～10日(日) ■内容/市内小中学校児童生徒作品等展示・識字学級生徒等作品展示 ■場所/児童文化スポーツセンター ■入場料/無料  
■問合せ(上記2事業とも)/東大阪府人権文化人権室人権啓発課  
TEL:06-4309-3156 FAX:06-4309-3823

### 楽しく学ぶ「じんげん」講座

■日時/10月26日、11月9日、16日、30日(各木曜日)午前10時～12時  
■内容/参加者どうしのコミュニケーションを大切にしながら、人間関係づくりを学ぶ参加体験型の講座 講師: 北野 真由美さん他(えんばわめんと堺) ■場所/堺市総合福祉会館  
■問合せ/堺市市民人権部人権推進課 TEL:072-228-7159 FAX:072-228-8070

### 2006年「第28回人権を守る市民のついで」

■日時/12月4日(日)13:30～16:30  
■内容/第1部: 式典「わたしからの人権メッセージ」表彰・作品発表 インターコース堺 海外派遣団活動報告 第2部: 講演「ありのまま、そのままに生きる」 真屋 順子さん(俳優・高津住男さん(俳優・演出家) ■場所/堺市民会館 大ホール ■入場料/無料 ■定員/定員1,300名  
■問合せ/堺市市民人権部人権推進課 TEL:072-228-7420 FAX:072-228-8070

### 人権週間記念講演会 渡辺千賀子の「小さな手のひらコンサート」

■日時/12月2日(土)午後2時～3時30分 ■内容/講師: 渡辺千賀子さん(ソプラノ歌手)  
■場所/泉大津市民会館小ホール ■入場料/無料 ■その他/一時保育(事前に予約が必要)あり  
■問合せ/泉大津市市民産業部人権啓発課  
TEL:0725-33-1131 FAX:0725-33-1270

### 人権を考える市民の集い「夢をあきらめないで」難病をのりこえて

■日時/12月3日(日)午後1時30分 ■内容/講師: 奥田 良子さん(フルーティスト)  
■場所/高石市役所別館3階多目的ホール  
■その他/手話通訳あり ■問合せ/高石市総務部人権推進課  
TEL:072-265-1001 FAX:072-263-6116

### ヒューマンライツセミナー2006出張講座

■日時/11月28日(火)午後3時～4時30分 ■内容/講演テーマ: 「あしたの元気になるれ」  
講師: 松村 智広さん(財)反差別・人権研究所みえ  
■場所/阪南市立文化センター(サラダホール)・大ホール ■定員/800名  
■入場料/無料 ■その他/手話通訳、一時保育(事前申込が必要)あり

### 人権を考える市民の集い

■日時/12月9日(土)14時00分～16時30分 ■内容/第1部: 小学生・中学生ほかによる合唱 第2部: 講演テーマ未定 講師: 大谷 昭宏さん(ジャーナリスト)  
■場所/阪南市立文化センター(サラダホール)・大ホール ■定員/800名 ■入場料/無料  
■その他/手話通訳、一時保育(事前申込が必要)あり ■問合せ(上記2事業とも)/阪南市人権協会事務局(阪南市人権推進課内) TEL:072-471-5678 FAX:072-473-3504



## 第14回 太子町 たけのうち かい どう 竹内街道～最古の官道のロマン～



近鉄南大阪線上ノ太子駅から国道166号線を東に進むと、細い路地があらわれる。坂を上っていくと、細く曲がりくねった道に溝が流れ、両側には昔ながらの石垣や塀の民家が並ぶ。道標には、「右、たへま つぼさか いせ よしの 高野道」とみえる。ここは、『日本書紀』の推古21(613)年に「難波(なにわ)より京(みやこ・飛鳥)に至る大道を置く」と記され、最古の官道といわれる竹内街道である。

竹内街道は、大阪市の四天王寺付近から南下して住吉から金岡(堺市)に入り、東に折れて、丹比(たじひ・堺市美原)、埴生(はにゅう)・古市(羽曳野市)、春日・山田(太子町)から二上山の南の竹内峠を越えて、当麻(葛城市)から榎原に通じる道であった。

竹内街道は、中国や朝鮮からの文化を飛鳥に運んだ道。難波の港に着いた、外国からの使節や技術者たちが京まで行き交い、聖徳太子が派遣した遣隋使も、この道を通って海を渡った。このあたりに渡来系の氏族が多く住んだことにつながる。太子町の由来でもある聖徳太子廟や、遣隋使をつとめた小野妹子(おののいもこ)の墓も、この街道のそばにある。

また、このあたりには、推古天皇陵など数多くの陵墓が造られ、古代に

は、大和の「遠つ飛鳥」に対して、「近つ飛鳥(ちかつあすか)」とも呼ばれた。そして今では、「王陵の谷」とも呼ばれている。この陵墓を造るために莫大な人と資財が集められ、ひとつの葬儀のために、京からこの街道を通った行列は千人を下らないという。

この頃の街道を想像すると、壮大な太古のロマンを感じる。そしてまた、この壮大な国家づくりのために、莫大な人々が賦役などとして使われたのだろう。古代国家の壮大なロマンのはじまりは、国家の力による人々への支配や従属のはじまりでもあったのではないか。それまでの共同体の中で人間関係から、支配する者とされる者という関係への変化を感じずにはいられない。

その後竹内街道は、中世末期に堺が繁栄してからも、堺と大和(奈良)とを結び道としてにぎわいをみせた。街道は、古来から行き交う、さまざまな国や文化とともに、人々のありようもみつめてきたのだろう。

街道沿いには、太子町立竹内街道歴史資料館があり、竹内街道の歴史が展示されている。また、すぐ隣の河南町には大阪府立近つ飛鳥博物館がある。



### 手をつないで

東大阪市 中学二年生(当時) 松田明恵

いま  
私たちの地球のある国で  
おいしそうに  
泥のまざった水を飲んで  
いる子がいる  
その子は「何も食べるものがないの」という  
いま  
私はがぶがぶと  
オレンジジュースを飲んでいる  
私は「また食べすぎてしまった」という  
さつき  
地雷で足を失った子が  
「あしたからどうすれば生きていけるの」と  
思うとき、  
私は何も考えず歌をうたいながら  
公園を走りまわっていた

きょう  
私は「私は幸せだ」と思えた  
じっくりみんなのことを考えてみたんだ  
黒人だという理由で  
両親を殺された子、ゲリラに腕や足を切り取られた子、  
家も学校もすべて破壊されてしまった子  
家族を養うために売春する子  
病気で苦しみ、笑うこともできない子  
そして恵まれた私  
だけど、みんないっしょなんだ  
だから、みんなで笑いたいんだ  
いま  
となりにいる友だちと  
「いっしょにやっつけていこうよ」と  
話して  
「みんながいっしょに生きていこう」と  
手をつないで

2005年度人権啓発詩・読書感想文募集事業  
(大阪府大阪府教育委員会・愛ネット大阪(財)大阪府人権協会の入選作品より)

### 編集後記

■物事や世の中の流れについて考えるとき、その表層だけではなく、根本を知り、そこから考えていくことの大切さを思った。(M)

■今回のテーマを扱うにあたって、あらためて憲法を読みると、「日本国民は」(第9条)、「国民は」(第11、30条)「すべて国民は」(第13、14条など)と同じ国民を表現するのに3種類の書き方があることに気付いた。それぞれ、何らかの意図があったと思われるが、それを調べてみるのもおもしろいのではないだろうか。(T)

2006(平成18)年9月発行

この情報誌は20,000部作成し、1部あたりの単価は48円です。

発行/大阪府政策企画部人権室

編集/財団法人大阪府人権協会

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目  
TEL.06-6941-0351 FAX.06-6944-6616  
http://www.pref.osaka.jp/jinken/

〒556-0028 大阪市浪速区久保吉1-6-12  
TEL.06-6568-2983 FAX.06-6568-2985  
http://www.jinken-osaka.jp



R100  
古紙配合率100%再生紙を使用しています

「そうぞう」とは

人権尊重社会を実現するためには、さまざまな偏見や差別を受けている人の状況・気持ちを「想像」することと、豊かな人権文化を「創造」することが必要です。この情報誌がこれらの「そうぞう」につながるように一そんな思いが込められています。